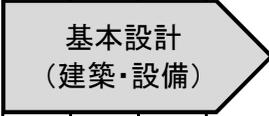
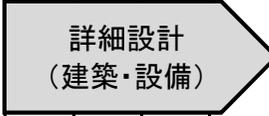
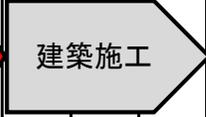


## 特定施設の設置、構造等を変更する場合(除害施設の設置、更新等を行う場合)の協議、届出の流れ

工場、事業場の建築、改修、設備等の設置する者(建築・設備設計事務所などの関係者を含む)

	構想段階	基本検討段階	詳細検討段階	施工段階	検査段階	使用開始
【初回】 特定施設の設置、構造等の変更 (除害施設の設置、更新等)に係る 事前協議						
【第2回】 特定施設の設置、構造等の変更 (除害施設の設置、更新等)に係る 事前協議						
特定施設の設置、構造等の変更 (除害施設の設置、更新等)に係る 届出協議						
特定施設の設置、構造等の変更 (除害施設の設置、更新等)に係る 届出書の届出					 	 
備 考	最初の協議は構想の段階で行ってください。	2回目の協議は基本検討の段階で行ってください。	届出に関する詳細な協議は詳細設計の段階までに行ってください。	届出は詳細設計完了後から設備工事の開始の60日前までに行ってください。	届出の通りの施工を行っているか、また下水道へ排出可能な水質が担保されているか、市が検査します。適合すると確認できた上で、下水道の使用開始となります。	